

鳥取県森林環境保全税のあり方検討会（第1回）議事要旨

- 1 日 時 令和4年3月28日（月）午後1時30分～4時30分
- 2 開催方法 オンライン開催
- 3 委 員 沼尾委員、荒田委員、下浦委員、辻委員、矢部委員、西尾委員
- 4 概要（以下、森林環境保全税…「県税」、森林環境税…「国税」と表記）

（委員からの主な意見）

- ・県税の存続の要否を判断するには、県民の理解を得る上でも県及び市町村の今後の財政需要と財源の必要性の整理が必要。
- ・市町村に譲与される国税は幅広く活用が可能であり、市町村の意見を踏まえた上で県税との役割分担や連携を整理することが必要。
- ・普通林間伐への上乗せ補助に超過課税である県税を充当することについて丁寧な議論が必要。

（1）座長選出

事務局の提案により、座長は沼尾委員が選出された。

（2）議事1 鳥取県森林環境保全税のあり方検討会の趣旨と進め方について

資料3により、事務局説明

[沼尾座長] 事務局の説明からは、検討内容として大きく2点あり、1点はこの5年間の県税の成果を振り返りつつ今後さらに県税を継続するか否かということについて、もう1点は、国税の導入に伴い、県税と国税の役割分担をどのように整理できるかということについてということかと思うが、委員の皆様から御意見やご質問があるか。

[全委員] 意見等なし

（3）議事2 論点の整理

（論点1）森林環境保全税（県税）の効果・検証

資料5（論点1）により、事務局説明

[沼尾座長] 導入時の検討において鳥取県に独自の財政需要があると判断し、超過課税である県税が導入されたのだと思うが、林野庁等の国庫補助金や一般財源を活用した既存の事業とこの税で行う事業の整理をこれまでどのように行ってきたのか。また、県内の森林にどのような課題があり、それに対してどういう施策や事業を行い、どのような効果があったのか。

[事務局] 制度開始当初から、とっとり環境の森緊急整備事業として、施業に向けておらず荒廃が進んだ奥山の強度間伐を県が森林所有者に代わって行った。続いて、民有林の間伐についても、森林所有者の経済的負担が大きく、緊急の課題にも関わらず間伐が進まないという状況であったため、国庫補助事業である造林事業に対して県税で上乗せ支援を行い、これにより間伐が進んだという実績がある。その他にも、国庫補助事業がないところへの取組として、竹林整備事業、森林景観対策、とっとり県民参加の森づくり推進事業を県税で支援してきた。

[矢部委員] 県税の支援があって、作業道の整備や間伐が進んできたと感じている。

[沼尾座長] 森林環境保全基金の残額が毎年度増えているような状況をどう考えたら良いか。

[事務局] これから2回目、3回目と間伐を進めていく必要があり、これを計画的に進めるには今の基金残高を消化していくことになる。このまま基金に積み続ける状況にはならない。

（論点2）森林環境税（国税）との関係

資料5（論点2）により、事務局説明

[下浦委員] 国税と超過課税である県税の使途が異なるとのことだが、例えば県税がなくなればストップしてしまう施策があるのか。

[辻委員] 全国的には超過課税を実施していない都道府県もあると聞いている。また、森林事業に対しては国からの補助金等の財政措置もあると思う。実際のところ、この税がなくなった場合であってもそれなりに施策を進められるのかどうかを知りたい。

[事務局] 県税を廃止すると、造林事業による間伐や保安林内作業道整備への上乗せ支援がなくなり、間伐が遅れていく。また、既存の国庫補助事業がなく、県税のみで実施している竹林整備事業、森林景観対策、とっとり県民参加の森づくり推進事業は、事業そのものがなくなることになる。

[荒田委員] 森林経営に適さない森林を環境保全の目的で市町村が国税を使って管理するとなると、同じく環境保全上の必要性があって超過課税でやってきたことと重複する可能性があるのではないかと。

[西尾委員] 市町村による国税の使途規定には「その他の森林の整備の促進に関する施策」とあり、幅広く活用可能となっている中で、県税との棲み分けができるのか。市町村及び県がやるべき財政需要が今後どれだけあるのか、財源がどれだけ必要かという説明がないと、県民の理解が得られない。

(論点3) 森林環境保全税(県税)により取組むべき財政需要

資料5(論点3)により、事務局説明

[沼尾座長] 第2期に保安林間伐を使途に含めた際は、保安林が持つ水源かん養等も含めた防災対応などの公益性を理由にされたのかと思うが、普通林間伐への上乗せ補助については、緊急に公益的な機能を維持するところをどのように整理をするか、なぜ山林所有者の私有林の手入れに超過課税である県税で支援する必要があるのか、丁寧な説明が必要。

[事務局] 京都議定書の発効等を受け、二酸化炭素の吸収源対策として森林整備の推進が重要となってきたため、普通林についても緊急に公益的な機能を維持する必要があると位置付けて間伐を支援してきた。

[西尾委員] 里山整備については、本来地域住民がされることであり、住民に身近な市町村でなく県が実施主体になるのは違和感がある。

[沼尾座長] 市町村の意見を踏まえた上で県と市町村の役割分担や連携を整理することが必要。また、県税条例上のどの文言を根拠として使途を定めたのか、ということも次回に向けて整理していただきたい。

(4) 議事3 鳥取県森林環境保全税に係る県民アンケートの内容について

資料8により、事務局説明

[矢部委員] アンケートにはどの程度の説明資料を添付するのか。制度や必要性等を十分に理解しないまま回答するのであれば、新しく国税ができるなら県税はやめても良い、という選択肢を選ばれると思う。

[下浦委員] 国税として1,000円、県税として500円支払うことや、何に使われるかが分かるように図があるといいと思う。

[事務局] なるべくわかりやすく簡潔な説明資料を作成する。

(5) 議事4 その他

[事務局] 本日の議論については、整理をした上で委員の皆様にお示ししたい。第2回検討会は6月頃を予定しており、具体的な日程等については、改めて調整させていただく。

[沼尾座長] 繊細なテーマなため、今回は対面でできたら良いと思っている。